

令和 8 年第 3 回常滑市議会定例会提出案件について（9 月 18 日提出分）

今回の市議会定例会に追加して提出する案件は

単 行 議 案 1 件

です。当該案件について、その概要を説明いたします。

議案第 47 号 常滑市体育館大規模改修工事請負契約の変更について

舗装工事着手後に不測の事態が生じ、工事の条件変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号

常滑市体育館大規模改修工事請負契約の変更について

常滑市体育館大規模改修工事（週休2日）請負契約について、次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年常滑市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月18日提出

常滑市長 伊藤 辰 矢

議 決 年 月 日	令和8年9月18日		
契 約 の 目 的	常滑市体育館大規模改修工事請負		
変 更 の 内 容	契約金額		
	変更前	3,009,501,000円	
	変更後	3,014,990,000円	

提案理由

舗装工事着手後に不測の事態が生じ、工事の条件変更に伴い、契約金額を変更するため。

収 入 印 紙	第 3 回 工事請負仮変更契約書																														
契 約 番 号	7-11120007-0																														
工 事 名	常滑市体育館大規模改修工事（週休 2 日）																														
路 線 等 の 名 称																															
工 事 場 所	常滑市金山字下砂原 7 8 - 1																														
変 更 金 額	既定請負代金額を 億 万 円																														
	増額 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>5</td><td>4</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> とする。 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 499,000 円）													¥	5	4	8	9	0	0	0										
			¥	5	4	8	9	0	0	0																					
工 期	変更前 令和 7 年 7 月 25 日 から 令和 8 年 10 月 31 日 まで																														
	変更後 変更なし																														
契 約 保 証 金	有																														
変 更 工 事 内 容	別紙設計図書等のとおり																														
そ の 他 の 事 項	原契約書の契約条項による																														
令和 7 年 7 月 25 日締結した工事請負契約は、上記内容の変更によって工事請負契約の一部を変更する契約を締結する。 なお、この契約書は、常滑市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、市議会の議決があったときは、これを本契約とする。 この契約の証として本書 4 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。 令和 8 年 9 月 18 日 <table><tr><td>発 注 者</td><td>所 在 地</td><td>愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5</td><td rowspan="2">印</td></tr><tr><td></td><td>氏 名</td><td>常滑市長 伊藤 辰矢</td></tr><tr><td rowspan="3">請 負 者</td><td>所 在 地</td><td>愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号</td><td rowspan="3">印</td></tr><tr><td>名 称</td><td>大日本土木・東海エコン・水野組特定建設工事共同企業体</td></tr><tr><td>代 表 者</td><td>愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号 大日本土木株式会社 名古屋支店 支店長 小川 晴人</td></tr><tr><td>第二構成員</td><td>愛知県常滑市明和町 1 丁目 3 2 番地 株式会社東海エコン 代表取締役 杉江 俊彦</td><td>印</td></tr><tr><td>第三構成員</td><td>愛知県常滑市金山字大屋敷 1 5 番地の 2 株式会社水野組 代表取締役 三輪 一馬</td><td>印</td></tr></table>											発 注 者	所 在 地	愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5	印		氏 名	常滑市長 伊藤 辰矢	請 負 者	所 在 地	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号	印	名 称	大日本土木・東海エコン・水野組特定建設工事共同企業体	代 表 者	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号 大日本土木株式会社 名古屋支店 支店長 小川 晴人	第二構成員	愛知県常滑市明和町 1 丁目 3 2 番地 株式会社東海エコン 代表取締役 杉江 俊彦	印	第三構成員	愛知県常滑市金山字大屋敷 1 5 番地の 2 株式会社水野組 代表取締役 三輪 一馬	印
発 注 者	所 在 地	愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5	印																												
	氏 名	常滑市長 伊藤 辰矢																													
請 負 者	所 在 地	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号	印																												
	名 称	大日本土木・東海エコン・水野組特定建設工事共同企業体																													
	代 表 者	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 1 9 番 2 4 号 大日本土木株式会社 名古屋支店 支店長 小川 晴人																													
第二構成員	愛知県常滑市明和町 1 丁目 3 2 番地 株式会社東海エコン 代表取締役 杉江 俊彦	印																													
第三構成員	愛知県常滑市金山字大屋敷 1 5 番地の 2 株式会社水野組 代表取締役 三輪 一馬	印																													

1. 工事の条件変更

駐車場のアスファルト舗装を撤去したところ、路盤材が入っていないことが判明した。

10 月 1 日からのトレーニング室再開と 11 月 1 日からの体育館全館再開を目指すため、工事の遅れがないようにすること、また、工事の遅延によって舗装工事などの作業員の確保が難しくなることをから、建設工事請負契約約款第 19 条（条件変更等）に基いて、当初の路盤補修（砕石 7 cm 程度）を路盤整正（砕石 20 cm）に変更し、また、砕石を入れる厚さ分の土砂の鋤取り、土砂運搬・処理を追加して、直ちに工事を進めることとした。

2. 工事請負契約の経緯

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| (1) 当初契約（令和 7 年 7 月 25 日） | 2,884,200,000 円 |
| (2) 第 1 回変更契約（令和 8 年 5 月 15 日） | 2,943,545,000 円
(+59,345,000 円) |
| 変更契約の内容：追加工事 | |
| (3) 第 2 回変更契約（令和 8 年 9 月 1 日上程） | 3,009,501,000 円
(+65,956,000 円) |
| 変更契約の内容：賃金又は物価の変動等に基づく請負代金額の変更 | |
| (4) 第 3 回変更契約（今回） | 3,014,990,000 円
(+5,489,000 円) |

3. 第 3 回変更契約の内容

- | | |
|--|--------------|
| (1) 路盤補修（砕石 7 cm 程度）を路盤整正（砕石 20 cm）に変更 | +2,200,000 円 |
| (2) 土砂の鋤取り・運搬・処理（500m3）を追加 | +3,289,000 円 |
| 合 計 （1）+（2） | +5,489,000 円 |

位置図

